

世田谷区産後ケア事業アウトリーチ型利用約款（令和7年3月）

◆目的

第1条 本約款は、世田谷区より産後ケア事業の委託を受けた公益社団法人日本助産師会（以下「日本助産師会」といいます。）がアウトリーチ型の実施において、世田谷区の利用決定を受けた産後1年未満の母(以下「利用者」といいます。)とその乳児に対しケアサービスを提供し、一方、利用者が日本助産師会に対し、そのケアサービスの料金の支払いについて取り決めることを目的とします。

◆適応範囲

第2条 日本助産師会がアウトリーチ型の利用者との間で締結する契約(以下「利用契約」といいます。)は、この約款の定めるところによるものとし、この約款に定めない事項については、世田谷区と日本助産師会との間で締結した産後ケア事業委託契約及び法令または一般に確立された慣習によるものとします。

2 世田谷区または日本助産師会が、法令及び慣習に反しない範囲で特約に応じたときは、前項の規定にかかわらず、その特約が優先するものとします。

◆利用契約の申し込み

第3条 アウトリーチ型に利用契約の申し込みをしようとする者はあらかじめ世田谷区の定められた利用受付先を通して申し込みを行い世田谷区の決定を受けるものとします。

2. 利用契約は、日本助産師会が前項の申し込みを承諾したときに成立するものとします。

3. 利用期間は、産後ケア事業で実施しているデイケアと合わせて7日間までです。

◆利用契約締結の拒否

第4条 日本助産師会は、次に掲げる場合において、利用契約の締結に応じないことがあります。

- (1) 利用の申し込みが、この約款によらないとき。
- (2) 利用しようとする者が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき。
- (3) 利用しようとする者が、日本助産師会職員に対し不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。
- (4) 天災、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

2. 日本助産師会は、次に掲げる場合において、利用契約を締結いたしません。

- (1) 利用しようとする者及び同居家族等が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。
- (2) 利用しようとする者及び同居家族等が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。
- (3) 利用しようとする者及び同居家族等が、予防接種後48時間を経過していないとき。
- (4) 利用しようとする者及び同居家族等が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。
- (5) 利用しようとする者及び同居家族等が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. 日本助産師会は、利用しようとする者に疾患がある場合は、医師の許可を得ている場合のみ利用を認めます。

◆利用者の契約解除権

第5条 利用者は、原則として世田谷区に申し出て、世田谷区の承諾の上、利用契約を解除することができます。

2 日本助産師会は、利用者がその責めに帰すべき事由により利用契約の全部または一部を解除した場合であっても、その違約金を利用者に請求することはありません。

◆日本助産師会の契約解除権

第6条 日本助産師会は、次に掲げる場合において、利用契約を解除することがあります。

(1) 利用者及び同居家族等が、利用に関し、法令の規定、公の秩序若しくは善良の風俗に反する行為をするおそれがあると認められるとき、または同行為をしたと認められるとき。

(2) 利用者が日本助産師会職員に対し不当要求行為を行い、または合理的な範囲を超える負担を求めたとき。

(3) 利用者及び同居家族等が飲酒・喫煙し、または言動が著しく異常であると認められるとき。

(4) 天災、その他やむを得ない事由により利用することができないとき。

(5) その他、日本助産師会職員の指示、または日本助産師会が定める利用規則の禁止事項に従わないとき。

2. 日本助産師会は、次に掲げる場合において、利用契約を解除いたします。

(1) 利用者及び同居家族等が、発熱し、または風邪の諸症状や感染症の疑いがあるとき。

(2) 利用者及び同居家族等が、感染症等の疫病に罹っていると明らかに認められるとき。

(3) 利用者及び同居家族等が、予防接種後48時間を経過していないとき。

(4) 利用者及び同居家族等が、暴力団員または暴力団等の関係団体その他反社会的勢力の関係者であるとき。

(5) 利用者及び同居家族等が、暴力団または暴力団員が事業活動を支配する法人その他の団体の関係者であるとき。

3. 日本助産師会が第1項または第2項の規定に基づいて利用契約を解除した場合でも、原則利用料の返金はいたしません。

◆利用時の登録

第7条 世田谷区の利用決定を受けた利用者は、利用当日、世田谷区から提供された「産後ケア事業利用登録申請書(第1号様式第6条関係)」に基づき、利用登録するものとします。

2. ケアサービス開始時に利用者本人と確認できる物(母子健康手帳等)の提示が必要です。

◆当事業の利用時間

第8条 利用者が当事業を利用できる時間は、9時00分から16時00分の間の2時間程度とします。

◆利用者負担金の支払い

第9条 利用者が支払うべき実費相当分の利用者負担金については、別表のとおりです。

2. 現金（産後ケア事業クーポン券利用可）にてお支払ください。料金は前払い制です。領収書を発行します。なお、領収書の再発行はできませんので、ご了承ください。

《別表》利用者負担金(実費相当分 1回あたり)

所得区分	課税世帯	非課税世帯	均等割のみ 課税世帯	生活保護世帯
	2,000円	0円	0円	0円

※多胎児の利用については、2人目以降の子ども1人につき、以下の金額を加算する。

所得区分	課税世帯	非課税世帯	均等割のみ 課税世帯	生活保護世帯
	200円	0円	0円	0円

◆日本助産師会の責任

第10条 日本助産師会は、利用契約及びこれに関連する契約の履行に当たり、またはそれらの不履行により利用者に損害を与えたときは、その損害を賠償します。ただし、それが天災等の日本助産師会の責めに帰すべき事由によるものでないときは、この限りではありません。

2. 利用者の現金及び貴重品について、日本助産師会は一切その損害を賠償いたしません。また、居宅内物品についても、日本助産師会の故意または過失により滅失、毀損等の

損害が生じた場合以外は、日本助産師会は賠償いたしかねます。

◆利用者の責任

第11条 利用者の故意または過失により日本助産師会が損害を被ったときは、当該利用者は日本助産師会に対し、その損害を賠償するものとします。

◆記録と秘密の保持

第12条 日本助産師会は、利用者のケアサービスの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後5年度保管します。

2. 日本助産師会は、産後ケア事業委託契約及び「産後ケア事業利用登録申請書(第1号様式第6条関係)」の同意書に基づき、前項の記録を世田谷区へ提供するものとします。
3. 日本助産師会は、利用者が第1項の記録の閲覧、謄写を求めた場合には、世田谷区を通して原則としてこれに応じます。但し、保証人、扶養者その他の者(利用者の代理人を含みます)に対しては利用者の承諾その他必要と認められる場合に限り、これに応じます。
4. 日本助産師会とその職員は、業務上知り得た利用者又はその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、次の各号についての情報提供については、利用者の了承を得て行うことがあります。
 - (1)適切なケアサービスのため、医療機関へ情報提供すること
 - (2)利用者の安全のため、適切な行政機関へ情報提供すること
5. 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の扱いとします。
6. 日本助産師会は、第1項の記録を特定の個人の情報と判別できないようにし、学術集会や論文等で使用することがあります。

◆緊急時の対応

- 第13条 アウトリーチ型での対応が困難な状態であると判断した時は、提携の医療機関や他の専門機関を紹介することがあります。また、日本助産師会が必要と判断した場合は、関係部署に連絡することがあります。
2. 前項のほか、利用者、乳児の心身の状態が急変した場合、日本助産師会は救急車を呼ぶとともに、緊急連絡先及び世田谷区に連絡します。
 3. 緊急時に利用者が外出する場合でも、日本助産師会で乳児または同居のきょうだいを預かることはいたしません。

世田谷区産後ケア事業アウトリーチ型利用規則 (令和7年3月)

◆安全上お守りいただきたい事項

1. 訪問中、以下のことにご注意ください。
 - ①在宅中のきょうだいの行動
 - ②犬、猫、小鳥その他の愛玩動物
 - ③火薬や揮発油等発火または引火の危険性があるもの
 - ④高額な現金及び貴金属類
2. 訪問中は禁酒禁煙です。万が一、発見・発覚した場合には、訪問を中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

◆お止めいただきたい行為

1. 日本助産師会の許可なしに、ケア中の撮影をすること
2. 利用者もしくはその家族等からの利用料金以外の金銭又は物品の受け渡し
3. 利用者の家族等に対する産後ケア事業目的以外のサービスの要求
4. 宗教活動、政治活動、営利活動
5. その他日本助産師会に行う迷惑行為